

生田緑地協働管理に関する協定書（案）

川崎市（以下「甲」という。）と生田緑地マネジメント会議（以下「乙」という。）とは、生田緑地の協働管理について、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、生田緑地において甲と乙との協働による管理運営を推進し、もって生田緑地の価値と魅力を高め、誰もが気持ちよく過ごすことができる公園とすることを目的とする。

（対象地）

第 2 条 本協定の対象地は、次のとおりとする。

所在地 川崎市川崎区多摩区柝形 6 丁目、7 丁目他
名 称 生田緑地

（甲の役割）

第 3 条 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 生田緑地の管理等に必要な道具の保管場所の提供
- (2) 生田緑地の管理等に関する情報提供、技術的な助言、協力
- (3) その他生田緑地の管理等に必要な事項

（乙の役割）

第 4 条 乙は、「生田緑地の自然の保全・利用方針」及び「生田緑地植生管理計画」を十分に考慮し、生田緑地の管理等を行おうとする乙の会員である「活動団体等」及び「地域団体、大学等」（以下「各団体等」という。）の活動内容の調整及び承認を行うものとする。

2 乙は、甲から提供された道具の保管場所の利用について、各団体等が適正に利用できるように調整を行うものとする。

（各団体等の活動範囲）

第 5 条 乙が各団体等に対して承認できる活動は、次のとおりとする。

- (1) 生田緑地内の植生管理、植栽管理、水流・池・田圃などの水辺保全、その他自然の管理に係ること
- (2) 生田緑地内の清掃
- (3) 生田緑地内の調査及び研究
- (4) 生田緑地利用者への適正利用の周知
- (5) その他本市が認めた活動

（活動等の調査）

第 6 条 甲は、乙が各団体等に承認した活動状況及び道具の保管場所の状況について、必

要に応じて調査を行うことができる。

(協定の解除)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 甲が対象地の供用を廃止したとき。
- (2) 乙がこの協定に違反し、その是正を行わないとき。
- (3) この協定を継続する必要がなくなったとき。
- (4) その他この協定を継続することが困難となったとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) この協定を継続する必要がなくなったとき。
- (2) その他この協定を継続することが困難となったとき。

(遵守事項)

第8条 乙は、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び川崎市都市公園条例（昭和32年3月29日）、その他関係法令を遵守するものとする。

(その他)

第9条 この協定に疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

甲と乙とは、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 阿部 孝夫

乙 川崎市多摩区柘形6-26-1
生田緑地マネジメント会議
会長 薬袋 奈美子